



産保第 2726 号
令和 5 年 3 月 15 日

高圧ガス関係事業所長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公印省略)

高圧ガス保安法に基づく事故届等について (注意喚起)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号。) 第 63 条第 1 項の規定による事故届の扱いについて、石油コンビナート等災害防止法 (昭和 50 年法律第 84 号。) 第 23 条第 1 項に規定する異常な現象の発生に該当する場合のみを対象として扱っていた事例が複数確認されています。

貴事業所におかれましては、あらためて「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」における事故の定義等を確認していただき、適切に運用してくださるようお願いいたします。

担 当

産業保安課 保安対策室

TEL 043-223-2736 FAX 043-227-3548

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（抜粋）

制定 20180328保局第2号 平成30年 3月30日

改正 20181217保局第1号 平成30年12月21日

20200619保局第2号 令和 2年 7月 1日

20200727保局第1号 令和 2年 8月 4日

I 総則

（略）

2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

（注）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。

- ① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）
- ② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）
- ③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

- ④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）
- ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）
- ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

(2) 特定事業所に係る事故とは、石災法第23条第1項の異常な現象のうち事故に該当するものをいう。

(3) 移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充填設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充填設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しないものとする。

（以下、略）